

# 一般社団法人応用生態工学会

## 事務局規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）定款第52条第4項に基づき、事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 本会に事務局を設置する。

### (職員等)

第3条 事務局には、次の各号に掲げる職員を置く。

- ① 事務局長
- ② 事務職員

### (職員の職責)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務職員は、事務局長の命を受けて、その職務に従事する。

### (職員の任免及び職務の指定)

第5条 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

2 前項以外の職員の任免は、会長の承認を得て専務理事が行う。

3 職員の職務は、会長の承認を得て、事務局長が指定する。

### (事務の範囲)

第6条 事務局において処理する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 会員管理に関する業務
- ② 経費・予算の管理に関する業務
- ③ 理事会その他の会議の運営に関する業務
- ④ 委員会の運営に関する業務
- ⑤ 出版物管理に関する業務
- ⑥ 各種契約関係の処理、渉外関係等に関する業務
- ⑦ 本会の事業運営上作成又は取得した文書の管理に関する業務
- ⑧ その他事務局において処理する必要がある業務

2 前項各号に掲げる事務を円滑に処理するため、事務局長は、内部マニュアルとして、事務局運営の手引書を策定することができる。

### (文書による処理)

第7条 本規程において文書とは、文書、図画及び電磁的記録をいう。

2 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第8条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて実施する。ただし、重要な事務は、会長若しくは専務理事又は理事会の議決を経なければならない。

(細 則)

第9条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和7年6月12日から施行する(令和7年6月12日理事会決議)。